

平成23年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成23年6月9日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成23年6月9日	9時30分	議長	坂口久信	
	散会	平成23年6月9日	9時58分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席12名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 嚴	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	8番	久保 繁幸	9番	末次 利男	10番	山口 光章
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 企画商工課長 財政課長 町民福祉課長 健康増進課長	岩島 正昭 永淵 孝幸 陣内 碩泰 毎原 哲也 岡 靖則 大串 君義 桑原 達彦 松本 太	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 会計管理者 学校教育課長 太良病院事務長	土井 秀文 新宮 善一郎 藤木 修 川崎 義秋 高田 由夫 野口 士郎 井田 光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成23年6月9日（木）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 議案一括上程  
町長提案 報告第1号～報告第2号  
議案第21号～議案第31号  
諮問第1号～諮問第2号  
町長の提案理由の説明

---

午前9時30分 開会

### ○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

平成23年6月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、御出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから平成23年第2回太良町議会定例会第2回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおりに進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第114条の規定により本会期の署名議員として8番久保君、9番末次君、10番山口光章君、以上3君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

### ○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る6月3日、議会運営委員会を開催しまとめたもので、本日から6月17日までの9日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から6月17日までの9日間と決定いたしました。

**日程第3 諸般の報告について**

**○議長（坂口久信君）**

日程第3. 諸般の報告についてを議長より報告いたします。

去る5月17日から18日の2日間、東京で開催されました第36回町村議会議長・副議長研修会に私と下平副議長と出席をしてみりました。

今回の研修会は「新たな出発」をテーマに開催されました。

まず、第1日目は、総務省自治財政局長椎川忍氏の「地域力創造と地域おこしのヒント」として講演があり、次に「町村議会だからできる」をテーマとして明治大学政治経済学部教授牛山久仁彦氏の基調講演の後、シンポジウムが開催されました。コーディネーターには牛山教授が、パネリストとして岩手県紫波町、宮城県蔵王町、神奈川県真鶴町、鹿児島県与論町のそれぞれの議長が務められ、各議会の議会改革への取り組み事例の報告と今後の議会活動のあり方について議論がなされました。

2日目は、東京大学名誉教授大森彌氏の「二元代表制と議会の価値」について、次に特定非営利活動法人国際変動研究所理事長で軍事アナリスト小川和久氏の講演が行われました。今、あらゆる自治体で議会改革が進められておりますが、議員としての位置づけや議会のあり方について改めて考えさせられた2日間の研修でありました。

次に、監査委員より3月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査等の監査報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後でごらんください。

以上、諸般の報告を終わります。

**日程第4 議案の上程**

**○議長（坂口久信君）**

日程第4. 議案の上程。町長提案の報告第1号から報告第2号、議案第21号から議案第31号、諮問第1号から諮問第2号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

**○町長（岩島正昭君）**

皆さんおはようございます。

平成23年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては元気な姿で、しかも全員の御出席を賜りありがとうございます。

それでは、報告第1号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第1号は、平成22年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございます。

平成22年度太良町一般会計継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき継続費繰越計算書により説明をし報告をいたします。

繰越計算書をごらんください。

太良町総合開発計画策定業務委託料に係る継続費の総額562万1,000円、平成22年度の予算額は310万1,000円で、翌年度への通次繰越額はございません。

次に、報告第2号は、平成22年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。平成22年度太良町一般会計繰越明許費につきましては、去る3月定例議会で議決を得たところでありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越明許費繰越計算書により説明をし報告いたします。

繰越計算書をごらんください。

平成23年度に繰り越す事業は、全部で24事業でございます。内訳といたしましては、平成22年度、国の補正予算に伴うきめ細かな交付金事業15件と住民生活に光をそそぐ交付金事業8件、その他広域漁港整備事業1件でございます。翌年度繰越額の合計では1億5,865万1,000円、財源の内訳は国庫支出金が8,651万3,000円、県支出金が2,632万5,000円、地方債が780万円、一般財源が3,801万3,000円となっております。

次に、議案第21号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方税法施行令等の一部を改正する法律が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、緊急を要する事項について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険の基礎課税限度額50万円を51万円に、後期高齢者支援金等課税限度額13万円を14万円に、介護納付金課税限度額10万円を12万円に引き上げる改正を行ったものでございます。

次に、議案第22号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。健康保険法施行令等の一部を改正する法律が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、太良町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、緊急を要する事項について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条の第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額39万円について、平成23年4月から恒久化することとなったため改正を行ったものでございます。

次に、議案第23号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布され、同日に施行されたことに伴い、太良町税条例の一部を改正する必要性が生じたので、緊急を要する事項について平成23年4月

27日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

この改正は、今般の東日本大震災により被害を受けられた被災納税者の実態に照らし、現行税制をそのまま適用することが適当でないと考えられるものについて緊急の対応措置を講じたものでございます。

改正いたしましたのは、町民税、固定資産税のそれぞれ一部でございます。

まず、町民税につきましては、2点の改正でございます。まず1点目が、町民税における所得控除の特例の追加規定の整備でございます。町民税の所得割の納税義務者が東日本大震災により住宅や家財等について受けた損失については、その損失額を平成22年度分の総所得金額から雑損控除として控除できるよう所得控除の前年適用を可能とする旨の規定の整備の改正でございます。

第2点目が、住宅借入金等特別税額控除の適用期間に係る特例の追加規定の整備でございます。住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除を適用することができることとする旨の規定の整備の改正でございます。

次に、固定資産税につきましては、東日本大震災により滅失または損壊した家屋の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地特例の適用を受けたもののうち家屋または構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について市町村長が認める場合には平成24年度から平成33年度分までの固定資産税について当該土地を住宅用地とみなすとする地方税法の特例規定が設けられたことに伴い、この規定の適用を受けようする者の申告手続に関する規定を追加整備したものであります。

以上、所要の改正を行ったものでございます。

次に、議案第24号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。平成22年度太良町一般会計補正予算（第7号）は、地方交付税等の歳入予算額の確定に伴う補正及び事業費の確定等による歳出予算額の補正について去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

それではまず、歳出について御説明いたします。

22ページをごらんください。

減債基金費の基金積立金2億6,764万9,000円は、今後の町債の元利償還金返済のため今回の補正予算に係る剰余金を積み立てるものでございます。

ふるさと応援寄附金基金費の基金積立金55万5,000円は、大阪府と福岡県にお住まいの3名の方からのふるさと応援寄附金を基金として積み立てるものでございます。

23ページをごらんください。

社会福祉総務費の繰入金 1 億7,000万円の減額補正は、国民健康保険特別会計への保険給付費等支援のための繰出金の減額であります。その他の歳出補正では、歳入の確定による財源の組み替えや事業費の確定による補正でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、基金繰入金等では、額が確定したことに伴う補正や事業費の確定などにより補正をいたしております。今回の専決では1,199万円を追加補正いたしましたので、平成22年度太良町一般会計予算の総額は歳入歳出とも56億6,870万9,000円となっております。

次に、議案第25号は専決処分事項の承認を求めることについてでございます。平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第4号）は、緊急雇用創出基金事業費の確定による歳入歳出予算額12万1,000円の減額補正について、去る3月31付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第26号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、負担金等の決定に伴う歳入予算額の補正及び事業費の確定などによる歳出予算額の補正について、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。

それでは、歳入について御説明いたします。

11ページをごらんください。

国庫支出金の療養給付費負担金1,955万円及び財政調整交付金の1,592万4,000円の増額補正並びに12ページの県支出金、財政調整交付金の5,387万9,000円の増額補正は、変更交付決定に伴うものでございます。

同ページの共同事業交付金6,562万7,000円の減額補正は、額の確定に伴うものでございます。

一般会計繰入金 1 億7,000万円の減額補正は、決算見込みによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

15ページをごらんください。

保険給付費の療養諸費9,320万円及び高額療養費1,840万円の減額補正は、医療費の縮減に伴うものでございます。

16ページをごらんください。

共同事業拠出金1,870万円の減額補正は、変更交付決定に伴うものでございます。

次に、議案第27号は、太良町乳幼児及び児童の医療費の助成に関する条例の制定についてでございます。子育て支援策としての療養費助成の対象者を就学前乳幼児から小学生まで拡

大するために太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例を全部改正するものでございます。

次に、議案第28号は、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議についてでございます。本案は平成23年7月31日をもって天山地区共同塵芥処理場組合が佐賀県市町総合事務組合を脱退することに伴い、佐賀県市町総合事務組合規約を変更することを協議し、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第29号は、不動産の取得についてでございます。本案は、地域活性化を図るための施設整備用地として5,271.14平方メートルの土地を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第30号は、平成23年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ2,848万5,000円を追加し、補正後の予算総額を51億2,048万5,000円とするものでございます。今回の補正予算には、太良町政2期目をおあずかりするに当たり、私が公約といたしておりました高齢者と子育て支援の充実を図るといふ施策の一環として、保育料の減額や小学6年生までの医療費の軽減などについて補正予算を計上いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

予算書の18ページをごらんください。

老人福祉総務費の扶助費72万円は、家族介護慰労金を月額1万円から2万円に増額し、家庭で介護される方への慰労金として支給するものでございます。

20ページをごらんください。

児童福祉総務費の賃金191万9,000円と工事請負費124万円は、多良小学校において放課後児童育成事業の申込者が増加したことに伴い、受け入れ態勢を1教室から2教室にふやし、それに伴う指導員の賃金と空調設備等に係る事業費を補正計上いたしております。

扶助費の乳幼児及び児童医療費助成600万円は、助成の対象者をこれまでの就学前から小学6年生までの児童に拡大し、通院や入院に係る医療費を助成するものでございます。

21ページをごらんください。

保健衛生総務費の報償費7万8,000円は、発達障害児等の早期発見により早期治療や適正就学を推進するため専門の講師を招聘し、町内の保育園や児童館、幼稚園を巡回していただくための補正予算でございます。

27ページをごらんください。

商工振興費の商工業振興補助金200万円は、太良町商工会が実施するプレミアム商品券発行業に係るプレミアム分に対する補助金でございます。これは県が行う「佐賀きずなプロジェクト」義援金つきプレミアム商品券発行業に協賛する形で実施するもので、東日本大

震災後の消費自粛ムードを払拭し、あわせて販売による義援金を被災地への復旧復興に充てる目的で取り組むものでございます。

29ページをごらんください。

非常備消防費の消防団員退職報償金738万9,000円及び消防団員退職功労金125万9,000円は、前年度退職者26名分に係る報償金と功労金の補正でございます。

30ページをごらんください。

事務局費の報償費と旅費、需用費に係る補正は、昨年度県事業であった人権教育総合推進地域事業が今年度から市町の事業に再委託されたことによるもので、102万5,000円の事業費は全額県の委託金を充当いたしております。

31ページをごらんください。

小学校費の学校建設費は、大浦小学校管理・特別教室棟改築事業に係る補正で、仮校舎のリース料からLAN工事や光ケーブル設備等の工事費を工事請負費に組み替え、パソコン教室を移設するため新たに880万円の予算を追加補正をいたしております。

なお、歳出予算に計上しております人件費の補正は、職員の4月の人事異動に伴う補正でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

11ページをごらんください。

分担金及び負担金の保育所保護者負担金632万7,000円の減額補正は、子育て支援の一環として今年度の保育所保護者負担金を4月にさかのぼって減額するものでございます。その他歳入の各費目では、歳出予算の特定財源として補正計上し、不足する財源を財政調整基金で対応いたしております。

6ページをごらんください。

地方債の補正では、定住促進事業費補助金の補正財源として過疎対策債を増額しております。

次に、議案第31号は、23年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正は、4月1日の人事異動による人件費の補正でございます。

次に、諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるものでございます。本案は、現人権擁護委員の峰下佐恵子氏が平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、再度峰下佐恵子氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、太良町大字多良1787番地1。氏名、峰下佐恵子。生年月日、昭和19年5月11日。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。本案は、現人権擁護委員の澤純滋氏が平成23年9月30日をもって任期満了となります



ので、再度澤純滋氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、太良町大字大浦甲248番地。氏名、澤純滋。生年月日、昭和24年3月3日でございます。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

町長の提案理由の説明は終わりました。

これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

**午前9時58分 散会**

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章